

平成 24 年 9 月

健全化判断比率及び資金
不足比率の審査意見書

愛知県監査委員

24 監査第 107 号
平成 24 年 9 月 11 日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

愛知県監査委員	宮 島 寿 男
同	青 山 學
同	後 藤 貞 明
同	鈴 木 孝 昌
同	田 辺 克 宏

健全化判断比率及び資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき
審査に付された健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審
査に付された資金不足比率に対する意見書を別紙のとおり提出します。

健全化判断比率及び資金
不足比率の審査意見書

目 次

	頁
第 1 健全化判断比率の審査	1
1 審査の方法.....	1
2 健全化判断比率の概要.....	1
(1) 実質赤字比率.....	2
(2) 連結実質赤字比率.....	3
(3) 実質公債費比率.....	4
(4) 将来負担比率.....	4
3 審査の結果.....	7
第 2 資金不足比率の審査	8
1 審査の方法.....	8
2 資金不足比率の概要.....	8
(1) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業).....	9
(2) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業).....	9
3 審査の結果.....	9
 (参 考)	
地方財政健全化法の各比率の対象範囲.....	10

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書

第1 健全化判断比率の審査

1 審査の方法

知事から提出された、平成23年度決算に係る数値等を基に算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 算定に用いられた数値は、関係法令等に照らして正確かつ適正なものであるか
- (2) 健全化判断比率の算出過程に誤りはないか

を主眼として、慎重に審査を行った。

2 健全化判断比率の概要

健全化判断比率は、次のとおり、いずれの指標も早期健全化基準未滿であった。

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (—) %	3.75 %	5 %
連結実質赤字比率	— (—)	8.75	15
実質公債費比率	14.9 (13.4)	25	35
将来負担比率	256.7 (264.3)	400	

- (注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、比率は「—」で表示する。
2 ()は前年度の比率を示す。
3 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定められた数値である。

なお、健全化判断比率のそれぞれの比率の詳細は、以下のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質収支額は黒字であり、実質赤字比率は生じていない。

会計名	実質収支額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
	千円	千円	千円	千円
① 一般会計	5,914,949	2,265,571,795	2,256,329,149	3,327,697
② 特別会計のうち公営企業に係る会計以外の特別会計	1,328,843	673,308,271	665,714,324	6,265,104
・ 公債管理特別会計	0	615,695,159	615,695,159	0
・ 証紙特別会計	555,004	24,195,150	23,640,146	0
・ 母子寡婦福祉資金特別会計	0	540,577	494,840	45,737
・ 中小企業近代化資金特別会計	0	10,398,053	4,486,385	5,911,668
・ 就農支援資金特別会計	0	1,036,453	955,412	81,041
・ 県有林野特別会計	249,683	956,602	706,919	0
・ 林業改善資金特別会計	0	190,746	11,238	179,508
・ 沿岸漁業改善資金特別会計	0	144,017	96,867	47,150
・ 県営住宅管理事業特別会計	65,996	19,500,774	19,434,778	0
・ 印刷事業特別会計	458,160	650,740	192,580	0
③ 一般会計等に係る実質収支額 (①+②)	7,243,792	2,938,880,066	2,922,043,473	9,592,801
④ 標準財政規模	1,269,819,027			
実質赤字比率 (③/④)	% —			
(前年度の比率)	% (—)			

(注) 1 実質収支額が黒字の場合は、実質赤字比率は「—」で表示する。

2 標準財政規模は、一般財源の標準規模を示すものであるが、健全化判断比率の審査に用いる標準財政規模の額には、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。

3 一般会計等とは、一般会計及び特別会計のうち公営企業に係る会計以外の10の特別会計をいう。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質収支額は黒字であり、連結実質赤字比率は生じていない。

会計名	資金剰余額 (A) - (B)	流動資産等の額 (A)	流動負債等の額 (B)
	千円	千円	千円
① 公営企業に係る特別会計 (地方公営企業法適用企業)	32,229,493	163,987,892	134,825,087
・ 県立病院事業会計	4,274,909	7,566,944	3,292,035
・ 水道事業会計	21,347,106	25,981,911	4,634,805
・ 工業用水道事業会計	6,607,478	8,183,706	1,576,228
・ 用地造成事業会計	※2 0	122,255,331	※1 125,322,019

(注) ※1 用地造成事業会計の(B)流動負債等の額には、土地造成等経費に係る企業債残高120,598,000千円を含んでいる。

※2 (A) - (B)は、 $\Delta 3,066,688$ 千円となる。しかし、P9の(1)の表に示すとおり資金不足はない。(A) - (B)が負であっても、資金不足がない場合は、資金剰余額は「0」で表示する。

会計名	資金剰余額 (A) - (B) - (C)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)
	千円	千円	千円	千円
② 公営企業に係る特別会計 (地方公営企業法非適用企業)	6,735,279	45,958,630	38,908,621	314,730
・ 港湾整備事業特別会計	36,700	1,713,995	1,677,295	0
・ 流域下水道事業特別会計	6,698,579	44,244,635	37,231,326	314,730
③ 一般会計等に係る実質収支額	7,243,792			
④ 連結実質収支額 (①+②+③)	46,208,564			
⑤ 標準財政規模	1,269,819,027			
連結実質赤字比率 (④/⑤)	% —			
(前年度の比率)	% (—)			

(注) 連結実質収支額が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「—」で表示する。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は 14.9%であり、早期健全化基準(25%)未満である。

区分	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
	千円	千円	千円
① 県債の元利償還金	226,526,098	220,272,957	216,071,264
② 準元利償還金	125,093,654	116,050,650	102,725,944
③ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費の額	180,190,630	173,005,471	168,251,759
④ 標準財政規模	1,269,819,027	1,236,402,158	1,251,088,041
実質公債費比率(単年度) (①+②-③) / (④-③)	% 15.73	% 15.36	% 13.90
実質公債費比率(過去3か年平均)	% 14.9	% 13.4	% 11.8

(4) 将来負担比率

将来負担比率は 256.7%であり、早期健全化基準(400%)未満である。

将来負担額の大半は、一般会計等に係る県債の現在高及び退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額である。

区分	金額	前年度比較増減
	千円	千円
① 将来負担額	6,033,109,529	191,936,529
ア 一般会計等に係る県債の現在高	4,943,708,302	193,856,255
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	224,948,488	22,750,129
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る県債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	89,915,552	Δ5,041,370
エ 名古屋港管理組合の起債の償還に係る県の負担見込額	40,706,162	Δ1,761,582
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	666,897,028	Δ22,314,082
カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額	64,519,826	4,448,330
(ア) 愛知県道路公社	0	0
(イ) 名古屋高速道路公社	0	0

(ウ) 愛知県土地開発公社	0	0
(エ) 第三セクター等	54,392,281	2,710,736
(オ) 制度融資等	10,127,545	1,737,594
キ 連結実質赤字額	0	0
ク 愛知県競馬組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	2,414,171	Δ1,151
② 県債の償還額等に充当可能な基金の残高	497,993,290	5,253,616
③ 県債の償還額等に充当可能な特定の歳入	106,321,431	Δ1,744,581
④ 県債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	2,630,719,393	201,937,713
⑤ 標準財政規模	1,269,819,027	33,416,869
⑥ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費の額	180,190,630	7,185,159
将来負担比率 (①－②－③－④)／(⑤－⑥)	256.7%	Δ7.6%
(前年度の比率)	(264.3)%	

なお、主な項目の内訳は、以下のとおりである。

① 将来負担額の内訳

イ 債務負担行為に基づく支出予定額の内訳

事項	将来負担額	前年度比較増減
	千円	千円
産業労働センター整備・運営事業契約	7,097,268	Δ391,609
国営土地改良事業負担金	15,793,409	Δ3,143,665
水資源機構営事業負担金	128,905,347	30,883,445
公共用地先行取得契約	31,378,605	Δ1,217,845
道路事業用地購入	38,392,128	1,093,958
河川事業用地購入	1,650,533	Δ328,137
尾張西部都市拠点地区用地購入	0	Δ3,726,679
私立学校施設設備整備費借入金償還補助	1,068,942	Δ324,081

教職員福利厚生施設建設資金借入金償還補助	662,256	△95,258
合計	224,948,488	22,750,129

ウ 一般会計等以外の特別会計に係る県債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額の内訳

会計名	将来負担額	前年度比較増減
	千円	千円
県立病院事業会計	14,044,398	△804,177
水道事業会計	5,339,826	△1,997,248
工業用水道事業会計	4,029,549	△501,418
港湾整備事業特別会計	1,915,766	169,611
流域下水道事業特別会計	64,586,013	△1,908,138
合計	89,915,552	△5,041,370

カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額の内訳

(エ) 第三セクター等の内訳

法人名	損失補償 付債務額	算入率	将来負担額	前年度比較増減
	千円	%	千円	千円
愛知高速交通株式会社	10,189,000	70	7,132,300	△656,600
財団法人愛知県私学振興事業財団	22,184,377	90	19,965,939	△1,792,761
財団法人愛知臨海環境整備センター	33,120,000	30	9,936,000	6,426,000
社団法人愛知県農林公社	15,251,023	90	13,725,921	△1,143,514
愛知県住宅供給公社	36,321,208	10	3,632,121	△122,389
合計			54,392,281	2,710,736

(注) 算入率は、法人の経常損益及び純資産による判定、又は、法人の損失補償付債務の元利償還費に対する県の補助金・貸付金の割合等による判定から、5段階評価で判定した結果に基づくものである。

② 県債の償還額等に充当可能な基金の残高の内訳

基金名	充当可能基金残高	前年度比較増減
財政調整基金	千円 7,293,309	千円 Δ50,932,480
減債基金	449,298,148	55,366,248
社会資本整備等推進基金	3,899,837	7,629
国際交流事業推進基金	2,262,770	0
美術品等取得基金	1,803,818	246,509
文化振興基金	10,313,524	226,624
環境保全基金	810,300	0
産業廃棄物適正処理基金	882,919	289,199
福祉推進整備基金	7,549,544	16,544
地域福祉基金	9,000,000	0
科学技術振興基金	2,500,000	0
愛知万博基本理念継承発展基金	299,221	Δ294,570
中山間ふるさと・水と土保全基金	440,000	0
あいち森と緑づくり基金	1,639,900	327,913
合計	497,993,290	5,253,616

3 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の内容を審査した結果、算定に用いられた数値は関係法令等に照らして正確かつ適正なものであり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の算出過程に誤りはなく、算定の結果が早期健全化基準未満であることを認めた。

実質公債費比率は、県債の元利償還金等が増加したことを主な要因として前年度に比べて上昇しており、加えて県債残高の累増から公債費が年々増加する傾向にあるため、今後更に上昇することが懸念される。

一方、将来負担比率は、標準財政規模が増加したことを主な要因として前年度に比べて低下しているが、なお高い水準に留まっており、また、平成23年度に財政調整基金を取り崩したことに続き、平成24年度には減債基金の取崩しが予定されていることから、今後の推移が懸念される。

したがって、愛知県第五次行革大綱や行財政改革を一層強力に進めるための重点改革プログラムを着実に推進し、持続可能な財政運営に努められるよう要望する。

第2 資金不足比率の審査

1 審査の方法

知事から提出された、平成23年度決算に係る数値等を基に算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 算定に用いられた数値は、関係法令等に照らして正確かつ適正なものであるか
- (2) 資金不足比率の算出過程に誤りはないか

を主眼として、慎重に審査を行った。

2 資金不足比率の概要

資金不足比率は、次のとおり、いずれの会計も経営健全化基準未満であった。

会計名	資金不足比率 (A) / (B)	資金不足額 (A)	事業の規模 (B)
公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業)			
	%	千円	千円
県立病院事業会計	— (—)	0	25,474,611
水道事業会計	— (—)	0	29,742,338
工業用水道事業会計	— (—)	0	13,263,429
用地造成事業会計	— (—)	0	233,770,869
公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業)			
港湾整備事業特別会計	— (—)	0	983,194
流域下水道事業特別会計	— (—)	0	9,819,043

- (注) 1 資金不足額がない場合は、資金不足額は「0」で、資金不足比率は「—」で表示する。
2 ()は前年度の比率を示す。
3 事業の規模は、営業収益等に相当する額(用地造成事業会計にあつては資本及び負債の額)である。
4 資金不足比率に係る経営健全化基準の数値は20%であり、この数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令で定められた数値である。

なお、資金不足額の詳細は、以下のとおりである。

(1) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法適用企業)

会計名	資金不足額 (B) + (C) - (A) - (D)	流動資産等 の額 (A)	流動負債等 の額 (B)	建設改良費等以 外の経費に係る 企業債の現在高 (C)	解消可能 資金不足額 (D)
	千円	千円	千円	千円	千円
県立病院事業会計	0	7,566,944	3,292,035	0	—
水道事業会計	0	25,981,911	4,634,805	0	—
工業用水道事業会計	0	8,183,706	1,576,228	0	—
用地造成事業会計	0	122,255,331	4,724,019	0	—

(注) 資金不足額がない場合 $(B) + (C) - (A) - (D) \leq 0$ である場合は、資金不足額は「0」で表示する。

(2) 公営企業に係る特別会計(地方公営企業法非適用企業)

会計名	資金不足額 (B) + (C) + (D) - (A) - (E)	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度に繰り 越すべき財源 (C)	建設改良費等 以外の経費に 係る県債の現 在高(D)	解消可能 資金不足額 (E)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
港湾整備事業 特別会計	0	1,713,995	1,677,295	0	0	—
流域下水道事 業特別会計	0	44,244,635	37,231,326	314,730	0	—

(注) 資金不足額がない場合 $(B) + (C) + (D) - (A) - (E) \leq 0$ である場合は、資金不足額は「0」で表示する。

3 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の内容を審査した結果、算定に用いられた数値は関係法令等に照らして正確かつ適正なものであり、資金不足比率の算出過程に誤りはなく、算定の結果が経営健全化基準未満であることを認めた。

(参 考)

地方財政健全化法の各比率の対象範囲



